

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）（385ページ）第7条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、もって茨城県管内の河川、湖沼、海岸、港湾の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防の責任

1 水防管理団体の責任（法第3条）

水防管理団体たる市町村及び水防事務組合は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団、消防団の整備
- (3) 水防倉庫、資器材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 河川、海岸、堤防、ため池等の巡視
- (6) 水防時における適正な水防活動の実施
なお、主たる内容は、次のとおりである。
 - ア 水防に要する費用の自己負担の確保
 - イ 水防団又は消防団の出動体制の確保
 - ウ 通信網の再点検
 - エ 水防資器材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
 - オ 雨量、水位観測を的確に行うこと
 - カ 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
 - キ 堤防、ため池等決壊時及び決壊後の措置を講ずること
 - ク 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
 - ケ 住民の水防活動従事の指示
 - コ 警察官の出動を要請すること
 - サ 避難のための立退きの指示
 - シ 水防管理団体相互の協力応援
 - ス 水防解除の指示
 - セ 水防活動実施報告書の提出（61ページ）

なお、指定水防管理団体は、上記のほかにも義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- (1) 水防機関の整備をすること
- (2) 水防計画を樹立すること
- (3) 水防団員数を確保すること
- (4) 毎年水防訓練を行うこと

2 県の責任（法第3条の6、11条、13条第2項、16条第1項、第29条）

イ 法第3条の6により県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう次の水防事務を遂行しなければならない。

- (1) 水防事務の調整及び円滑な実施をはかること
- (2) 氾濫警戒情報（洪水予報）の通知をすること
- (3) 水防信号を定めること
- (4) 水防警報を発表すること
- (5) 立退きを指示すること
- (6) 水防上緊急を要する事項の指示をすること
- (7) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定すること
- (8) 勧告及び助言をすること
- (9) 水防管理団体に援助するための水防倉庫及び資器材を整備すること
- (10) 水防倉庫の設置及び水防訓練に要する資器材の費用に対し補助をすること
- (11) 水防に関し必要な報告をさせること
- (12) 水防管理団体の依頼を受けて自衛隊の派遣を要請すること

ロ 法第11条により定められた河川に洪水のおそれがあると認められる時は、その状況を水位又は流量を氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を示して、水防管理者及び量水標管理者に通知すると共に、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

ハ 法第13条第2項により定められた河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知すると共に、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

ニ 法第16条第1項により定められた河川について、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる時は、水防警報を発令しなければならない。

3 気象庁長官（水戸地方气象台）の責任（法第10条第1項、気象業務法第14条の2）

イ 気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び茨城県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

ロ 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

ハ 指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

ニ 指定された河川について、県知事と共同して水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 国土交通大臣（関東地方整備局）の責任（法第10条第2項、16条第1項、32条）

イ 法第10条第2項により定められた河川に洪水のおそれがあると認められる時は、その状況を水位又は流量を氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を

示して当該河川の状況を示して、知事に通知すると共に、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

ロ 法第 16 条第 1 項により定められた河川について、洪水により損害を生ずるおそれがあると認められる時は、水防警報を発令しなければならない。

ハ 法第 32 条により、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除や、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動等を行うことができる。

5 一般住民の義務（法第 24 条）

常に気象状況、水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防活動に協力しなければならない。

第 3 節 水防協議会

1 法第 8 条第 1 項の規定に基づき茨城県水防協議会を設置する。

2 法第 8 条第 5 項の規定に基づく茨城県水防協議会条例は、（408 ページ）のとおりである。

第 4 節 指定水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体は、法第 33 条の規定及び本水防計画に基づいて個々の水防計画を樹立し、直ちに知事に協議しなければならない。

水防計画を変更したときも同様とする。